



■第2部では、

モロイ氏の講演を受けて関係機関等による意見交換会が行われました。

意見交換では、次のような意見が印象に残りました。

地域行政として、世界遺産登録への取組について住民への啓発活動をしっかりと進めていきたい。

世界遺産は、世界の自然の最も重要なものを登録するものであり、奄美がそれに該当する可能性があるという点は素晴らしいことである。

観光サイドからみれば観光客は増えて欲しいが、単に観光客が増えて経済が潤うというスタンスだけでなく、登録までの間に様々な課題に取り組んでいく必要があると感じた。

世界遺産に登録したら必ずいいことがあると考えるのは間違いである。如何に自然を損なわないように利用して地域の経済発展につなげていくかについての仕組みやシナリオ作りとセットで進めていく必要がある。

既に世界自然遺産に登録されている4地域（屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島）を見るなど、登録後の変化が異なる。奄美では、自然保護だけでなく地域の経済や社会生活も含めてどのように対応していくかを考える必要がある。

世界遺産と産業との共存・調整は、他地域でも課題となっている。奄美では林業との調整が課題と認識している。方向性としては林業とよく共存した新しい考え方の世界遺産・国立公園像を示す必要がある。生態系の管理や利用についてこれまでと違う感覚での検討が必要。



世界遺産登録の目的は観光ではない。観光客が増えるのは結果であると捉えるべき。

世界遺産登録を目指すにあたり、地域の意識がいかに重要かと感じている。

意見交換会を終わる際に、モロイ氏からは次のようなコメントをいただきました。

1993年に屋久島と白神山地の審査で訪れた際は今日のような会合はなかったが、今日はこのようなすばらしい反応があり、市町村長からも世界遺産に対する地域の支援の声を聞けたことはとても良かった。



環境省はリーダーとなって、県、市町村、大学、専門家、NGO、観光関係者、企業等の関係者の参加を促し、奄美・琉球諸島の世界遺産登録を進めていってもらいたい。

※この講演会の後、11月2日には鹿児島市でモロイ氏の講演を含むシンポジウムが開催され、約350名の方々が来場してくださいました。講演と併せて世界遺産に向けた取組報告やパネルディスカッションが行われて「世界遺産を活かした地域づくり」について議論が行われました。

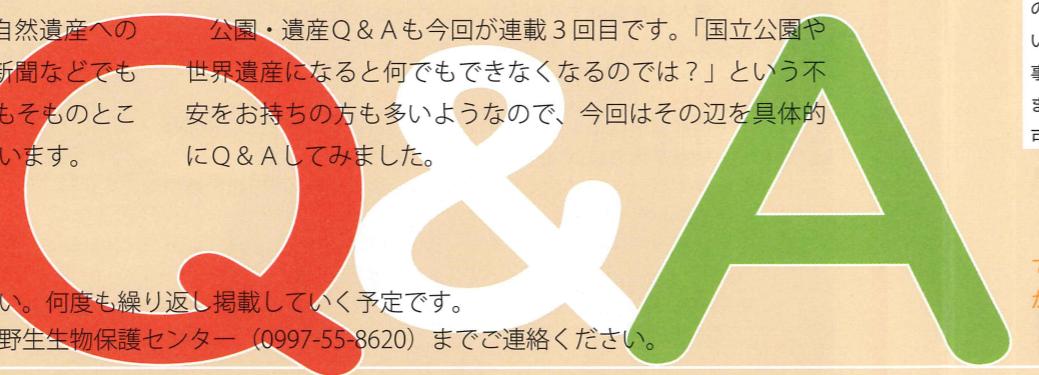
奄 美群島では現在、国立公園の指定や世界自然遺産への登録に向けた取り組みが進められています。新聞などでも記事を見かけることがあると思いますが、「そもそものところがよくわからん！」という方もまだ多いと思います。

公園・遺産Q&Aも今回が連載3回目です。「国立公園や世界遺産になると何でもできなくなるのでは？」という不安をお持ちの方も多いようなので、今回はその辺を具体的にQ&Aしてみました。

公園・遺産

これまでのQ&Aを見逃した方も安心ください。何度も繰り返し掲載していく予定です。

また、過去のQ&Aをご希望の方は環境省奄美野生生物保護センター（0997-55-8620）までご連絡ください。



Q 国立公園は国有地や公有地のみを指定するものなのですか？

A 国立公園の区域は、民有地であるか国有地であるかは問われません。土地所有の如何にかかわらず指定することができます。

Q 集落や畑が国立公園に指定されることもあるのですか？

A 国立公園は、単に自然がすばらしい場所が指定されるわけではなく、自然の風景地として優れた場所が指定されますので、指定範囲は広範囲に及びます。このため、その区域内に集落や畑が含まれることもありますし、集落景観や田園景観が優れていることが理由で指定範囲に含まれることもあります。

Q 国立公園に指定されると庭木を切ったり、庭の石も拾えなくなってしまうのですか？

A 庭の木を伐ったり、石を拾ったり、庭の草刈りをすることは、当然できます。

Q 国立公園に指定されると畑を耕すこともできなくなるのですか？

A 現在畑になっているところで畑を耕すことに支障はありません。ただし、現在森林になっている・樹木が生えている場所で木を伐って畑にするには許可が必要になります。

Q たんかん畑など果樹園の果樹を伐りたいが許可申請が必要ですか？

A たんかん畑など農業用に栽培された果樹を伐るのに許可申請は必要ありません。

Q 木が倒れそうになっていて、道路に落ちてきたり、家屋等を直撃しそうなので伐りたいが許可申請が必要ですか？

A 通常、そのような危険木を伐るのに許可申請は必要ありません。(ただし、特別保護地区内の場合は除く)

Q 台風等災害で家屋が壊れた場合も、許可申請しないと修理されできないのですか？

A ●既存の家屋や工作物を元通りに修理する場合は許可は必要ありません。・また、災害等で道路その他の施設が損壊し、すぐに応急の措置しなければならない場合には許可申請している時間などないですから許可申請は必要ななく、事後の非常災害届出の提出で対応することができます。ただし、本格復旧工事をする場合は別に許可が必要になる場合もあります。

Q 最も規制の厳しい特別保護地区に指定されるとその区域内の川でタナガやカニ、ウナギ等を捕ることができなくなるのですか？

A 最も規制が厳しい特別保護地区では、あらゆる動植物の採取、損傷、捕獲、殺傷が規制されます。このため、イノシシにも規制がかかります(鳥獣保護法で許可された有害捕獲はOK)。特別保護地区以外の地域(特別地域や普

通地域)では、イノシシは規制されません。

Q 国立公園になるとハブを捕つたり殺したりできなくなるのですか？

A 国立公園では、場所により規制がとても強い所や比較的緩やかな所があります。最も規制が厳しい特別保護地区ではあらゆる動植物の捕獲採取なども規制されます。ですが、国立公園の利用に際して、利用者に危険を及ぼす動物の捕獲殺傷や、農業被害を及ぼすねずみ類の捕獲殺傷は規制の適用がされません。このため、ハブの捕獲殺傷に法的規制がかかることはありません。しかし、ハブも生態系の一員であり、むやみに捕つたり殺したりすれば生態系全体に悪い影響を及ぼすこともあります。また、同様に『世界自然遺産に登録されたらハブを捕つたり殺すことができなくなるのか』と疑問をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、世界遺産の保護は国内の法律(規制)で行うので、国立公園と同じです。

Q 世界遺産に登録されたら、その区域に立ち入れなくなるのですか？

A 上のとおり、世界遺産区域は国内の法律等により保護管理が行われますので、国内の法律や制度によって立ち入りの制限の有無も変わります。国立公園では、「立入制限地区」や「利用調整地区」に指定されなければ立入制限はありません。

Q 奄美を世界自然遺産に登録するに何をすることをする必要があるのですか？(どんな課題があるのですか？)

A 奄美は、大陸とくつついたり離れたり繰り返して今の姿になった島々の成り立ちを反映して、既に大陸では絶滅してしまった生き物(遺存固有種)が生き残っていたり、生き物がそれぞれの島で独自の進化をとげて固有種になっているといった点や絶滅のおそれのある希少な動植物の重要な生息地生育地となっていることで、①固有又は希少な動植物の生息地生育地として重要な場所を国立公園などの保護地域にすること

②固有又は希少な動植物やそれらで構成される自然(生態系)に悪影響を及ぼす外来植物は、一度入ってしまってからでは対処が非常に難しいので慎重さも必要です。

Q 店の看板が古くなつたので新しいものを出したいが許可申請が必要ですか？

A 地上から看板最高部の高さが2.5m以下で、建物壁面や工作物に看板を表示・掲出する場合は許可申請は必要ありません。それ以外なら許可が必要です。

Q 国立公園になるとイノシシもできなくなるのですか？

A 最も規制が厳しい特別保護地区では、あらゆる動植物の採取、損傷、捕獲、殺傷が規制されます。このため、イノシシにも規制がかかります(鳥獣保護法で許可された有害捕獲はOK)。特別保護地区以外の地域(特別地域や普